第四十一条中「前三条」を「第三十八条から前条まで」に改め、同条を第四十二条とし、第四十条を第四十一条とする。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第四十条　第十七条の五十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年以内に、認定地域再生計画（この法律による改正後の地域再生法（以下この条において「新法」という。）第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百二十五号中「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条」を「地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十五（道路運送法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条」に改め、「又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における」の下に「地域再生法第十七条の四十四第三項（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律」に改め、「道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と」の下に「、地域再生法第十七条の五十（貨物自動車運送事業法の特例）を、「一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における」の下に「地域再生法第十七条の四十七第三項（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定」を加え、同表第百三十九号中「第四項（貨物利用運送事業法の特例）」の下に「、地域再生法第十七条の四十八第一項（貨物利用運送事業法の特例）を、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定」の下に「、地域再生法第十七条の四十七第三項（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定」を、「みなし」の下に「、地域再生法第十七条の四十九第一項（貨物利用運送事業法の特例）」を、「認可を受けたものとみなされる場合における」の下に「地域再生法第十七条の四十七第三項の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定、」を加える。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第四条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の五十二に規定する業務を行うこと。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十七号

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　独立行政法人情報処理推進機構」を「第三章　情報処理システムの運用及び管理　第四章　独立行政法人情報処理推進機構」に関する指針等（第三十条―第三十七条）」に、「第三十条―第三十七条」を「第三十八条―第四十五条」に、「第三十八条―第四十二条」を「第四十六条―第五十条」に、「第四十三条―第四十六条」を「第五十一条―第五十四条」に、「第五十一条―第五十四条」を「第五十九条―第六十三条」に改める。

第一条中「円滑にし」の下に「、情報処理システムの良好な状態を維持することでその高度利用を促進し」を加え、「情報化社会の要請にこたえ」を「情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図り」に改める。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「ソフトウエア業」を「ソフトウェア業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「情報処理システム」とは、電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。

第三条第四項中「きく」を「聴く」に改める。

第十条第一項中「この節」の下に「及び第三十三条」を加え、「第四十三条第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

第十五条に次の二項を加える。

2　前項の登録（以下単に「登録」という。）は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3　前項の更新に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十七条中「第十五条の」及び「（以下単に「登録」という。）」を削り、「同条」を「第十五条第一項」に改める。

第二十二条中「第四十三条第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

第二十六条中「単に「講習」を「機構の講習」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令で定めるもの（同条において「特定講習」に改める。

第二十八条中「講習」を「機構の講習、特定講習」に改める。

第二十九条第二項中「第四十三条第二項」を「第五十一条第二項」に改める。

第五十四条第一号中「第四十三条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条第二号中「第四十五条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第六十三条とし、第五十二条を第六十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十二条　第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第五十二条中「第四十一条」を「第四十九条」に改め、同条を第六十条とし、第五十一条を第五十九条とする。

第四章を第五章とする。

第三章第四節中第五十条を第五十八条とし、第四十九条を第五十七条とする。